

# 区画整理通信

発行  
邑楽町役場  
都市計画課  
区画整理係  
0276-47-5032

## 土地区画整理審議会委員選挙 開催のお知らせ

### ◆審議会とは

審議会とは、施行者の諮問機関として、あるいは施行地区内の土地所有者、借地権者の利益代表者として、施行者が行う換地計画や仮換地の指定等について意見を述べ、あるいは評価員の選任、保留地の決定等について同意を求める機関です。

### ◆委員の選挙

鶉地区の場合、審議会委員の数は10名と決められております。そのうち8名を施行地区内の土地所有者、借地権者よりそれぞれの選挙で選びます。

### ◆未登記の借地権は申告が必す

未登記の借地権を有している方で申告をされていない方は借地権申告により邑楽町役場に申告してください。申告書の提出のない方は、今回の審議会委員の選挙権及び被選挙権は得られません。



### ◆代表者選任通知書、相続届出書

土地所有者又は借地権者で権利が2名以上の共有名義となつていの方は、代表者1名を選んで代表者選任通知を提出してください。

相続届出書は、相続登記をされていない場合に相続人が提出する書類です。これらにより選挙人名簿に記載され、選挙権及び被選挙権を得ることができます。

※各種申請書、詳しい内容は都市計画課区画整理係までお問い合わせください。

審議会委員選挙の日程は、左記のとおり実施予定です。

●8月下旬

立候補者等の受付開始

●9月中旬

投票日

詳しくは次回の区画整理通信でお知らせします。



## 事業計画変更の縦覧について

土地区画整理事業につきましては、平成10年に県から事業認可を受け、皆様のご協力により現在まで整備を進めてまいりました。以前からお知らせしているとおり、新たな仮換地指定に向けて、令和6年度に事業計画の一部変更を行う予定です。

### ◆事業計画とは

事業の施行地区、設計の概要、事業施行期間、資金計画等を定めたものです。

### ◆縦覧について

館林都市計画事業鶉土地区画整理事業の事業計画変更(第6回)案の縦覧を左のとりの日程と場所にて行う予定です。この事業計画変更案について意見のある利害関係者は、令和6年5月7日(火)までに群馬県知事へ意見書を提出することができます。

### ◆縦覧期間

令和6年4月10日(水)～令和6年4月23日(火)

### ◆縦覧時間

午前8時30分～午後5時15分

### ◆縦覧場所

邑楽町役場都市計画課

※土日は役場1階東側ロビーで縦覧できます。

### ◆主な変更点

- ・ 仮換地未指定地区の道路配置の一部見直し
- ・ 令和26年3月31日まで事業計画を延伸(13年間延伸)
- ・ 事業計画の延伸による資金計画の変更

## 第31回土地区画整理審議会

開催しました

令和5年10月27日、土地区画整理審議会が開催されました。10名の委員が出席の中、仮換地指定とその軽微な変更及び使用収益開始、今後の予定について審議を行いました。

### 建築行為等の申請について

(土地区画整理法第76条)

土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、移動の容易でない物件(5トン以上)の設置又は堆積を行う場合は、都市計画課区画整理係へ申請が必要となります。

### 土地や建物の所有権移転等について(土地区画整理法第85条)

土地や建物が売買や相続などで持ち主が変わった場合、農地を宅地にした場合など、権利や表示に変動が生じた場合は、都市計画課区画整理係へ届出が必要となります。